

浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領

(目的)

第1条 この要領は、浜松市長及び浜松市水道事業及び下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が発注する工事及び工事関連の業務委託その他の業務委託並びに物品等の購入（以下「公共工事等」という。）の適正な履行を確保するため、公共工事等から暴力団及びその関係者の介入を排除する措置について必要な事項を定める。

(入札からの排除)

第2条 市長等は、競争入札参加資格者（以下「有資格業者」という。）が、次の各号に該当する場合は、公共工事等の入札から排除するものとする。

- (1) 役員等（個人にあつてはその者、法人にあつては無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(事案の審議)

第3条 市長等は、有資格業者が前条各号のいずれかの規定に該当する情報を把握した場合、真偽を問わず全ての案件を、公共工事等からの暴力団及びその関係者排除に関する連絡協調体制の確立について（合意書）（以下「合意書」という。）に規定する1に基づき、浜松市警察部長、浜松中央警察署長、浜松東警察署長、浜松西警察署長、浜北警察

署長、細江警察署長又は天竜警察署長（以下「市警察部長等」という。）に対し、照会することができるものとする。

（排除措置）

第4条 市長等は前条の規定に基づき、有資格者が第2条各号のいずれかに該当する旨の回答又は通知を受けたときは、別表に定めるところにより期間を定めて公共工事等の入札から排除するものとする。

2 市長等は、前項の規定により公共工事等の入札から排除する有資格者を構成員を含む共同企業体を、当該排除の期間と同じ期間、公共工事等の入札から排除するものとする。

3 市長は前2項の規定により排除の措置を受けた有資格業者を現に公共工事等の入札参加者として指名しているとき、あるいは一般競争入札の参加の申請を受理しているときは、参加の資格を取り消すものとする。

（排除措置の解除）

第5条 市長等は、市警察部長等から、合意書1(4)に基づき、前条第1項又は第2項の規定（別表の(1)又は(4)の措置要件に該当する場合に限る。）により公共工事等の入札から排除した有資格業者が当該措置要件に該当しなくなった旨の通知を受けたときは、公共工事等の入札からの排除の措置を解除するものとする。

（報告等）

第6条 浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会は工事及び工事関連業務委託について、その他の業務委託並びに物品等の購入については調達課長が、第4条第1項若しくは第2項の規定により公共工事等の入札から排除するとき又は前条の規定により排除措置を解除するときは、その審査した結果を市長等に報告するものとする。

2 第4条第1項若しくは第2項の規定の規定により公共工事等の入札から排除したとき又は前条の規定により排除の措置を解除したときは、調達課長は速やかに関係各課長に通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 市長等は、公共工事等において、第4条第1項又は第2項の規定により公共工事等の入札から排除された者（第5条の規定により当該排除の措置を解除された者を除く。以下「排除措置期間中である有資格者」という。）を随意契約の相手方としてはならない。

（下請負等の禁止）

第8条 市長等は、浜松市建設工事請負契約約款並びに浜松市建設工事関連業務委託契約約款（以下「契約約款」という。）に基づき、公共工事等の受注者に対し、排除措置期間中である有資格者に公共工事等の全部又は一部の下請契約、再委託契約その他の契約を

受託させること（以下「下請契約等」という。）を承認してはならない。

- 2 市長等は、下請契約等を確認したときは、当該公共工事等の受注者に対し、1箇月以内に当該受託者の変更を求めるものとする。
- 3 前項の期間内において下請契約等の改善が確認できない場合は、契約約款に基づき当該契約を解除するとともに、別表に定めるところにより期間を定めて公共工事等の入札から排除するものとする。

附 則

この要領は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
(1) 第2条第1号、第3号又は第6号に該当するとき。	当該認定をした日から、6箇月以上12箇月以内。ただし、期間満了時に改善されていない場合は、再度、同期間排除の措置を行う。
(2) 第2条第4号に該当するとき。	当該認定をした日から、2箇月以上6箇月以内。
(3) 第2条第5号又は第7号に該当するとき。	
(4) 第2条第2号に該当するとき。	当該認定をした日から、1箇月以上3箇月以内。ただし、期間満了時に改善されていない場合は、再度、同期間排除の措置を行う。